

宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証実地審査要領

平成19年6月25日
福祉保健部福祉保健課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領第4条第1項に規定する評価機関の認証に当たり、書面審査と併せて実施する実地審査について、必要な事項を定めることにより、評価機関の認証を厳正かつ公正に行うことを目的とする。

(実地審査)

第2条 実地審査の内容は次のとおりとする。

- (1) 評価機関候補者は、県が指定する福祉サービス事業者の第三者試験評価（以下「試験評価」という。）を実施し、その評価結果を概ね2ヶ月以内に県に提出するものとする。
- (2) 福祉サービス事業者は、試験評価受審後、県に受審報告書を提出するものとする。
- (3) 県は、(1)の評価結果及び(2)の受審報告書を、認証申請書とともに推進委員会に提出し、認証の可否について意見を聴取するものとする。
- (4) 推進委員会は、評価機関候補者を招集し、評価手法、評価決定方法等についてヒアリングを実施した後、認証の可否についての意見を県に報告するものとする。

(試験評価の方法)

第3条 試験評価は、原則として、県の定める基準及び要領を満たした評価機関候補者の定める基準及び手法を用いて実施するものとする。

2 試験評価の実施に当たって、評価機関候補者は次に掲げる内容については、省略することができる。

- (1) 利用者調査の実施
- (2) その他県が認めるもの

(推進委員会のヒアリング)

第4条 推進委員会は、評価機関候補者を招集し、次に掲げる内容について、ヒアリングを実施するものとする。

- (1) 評価機関候補者の組織に関する事項
- (2) 試験評価の評価結果に関する事項
- (3) 評価実務、評価手法、結果の取りまとめに関する事項
- (4) 評価機関候補者のPR
- (5) その他推進委員会が必要と認める事項

附 則

この要領は、平成19年6月25日から施行する。